

都道府県  
各 指定都市 障害児支援担当 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

### 就学前の障害児の発達支援の無償化の施行に係る周知等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。  
就学前の障害児の発達支援の無償化の施行に向けては、令和元年6月10日付け事務連絡「就学前障害児の発達支援の無償化に係る事務手続等について」などにおいてお示しし、これまでも御協力いただいているところですが、改めて、令和元年10月からの施行に際し留意すべき主な事項等を下記のとおりまとめましたので、内容について十分御了知の上、貴管内の保護者及び事業者等に対して遅滞なく周知するなど、その運用に遺漏なきよう取り組んでいただくとともに、各都道府県におかれましては、この旨を管内市区町村に適切に周知いただきますようお願いいたします。

なお、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る事務について、これまでに各自治体より寄せられた御質問については、「就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）」においてお示ししておりますので、併せて御覧ください。

### 記

#### 1. 条例・規則・細則等の改正

就学前の障害児の発達支援の無償化は、令和元年6月5日に公布された児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第20号。以下「改正政令」という。）及び児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第9号）並びに令和元年9月9日付け通知「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱の一部改正について」等により施行することとしています。

さらに、改正政令の施行に伴い、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成19年厚生労働省告示第140号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第231号）についても改正作業を進めているところであり、9月下旬の公布を予定しています。

制度施行に当たり、必要な条例・規則・細則等の改正に漏れのないよう、今一度ご確認をお願いします。

#### 2. 保護者及び障害児支援事業者等への周知・説明について

無償化の円滑な制度運用のためには、保護者及び事業者に対し、丁寧な周知・説明を行うことが重要です。引き続き、保護者及び事業者に対し、周知徹底いただくようお願い

いたします。

なお、周知に当たっては、令和元年6月10日付け事務連絡「就学前障害児の発達支援の無償化に係る事務手続等について」において、保護者等への周知用資料のひな形をお送りしていますので適宜御活用いただくとともに、これらの周知に係る費用については、今年度に限り予算措置している厚生労働省補助事業「令和元年度障害児発達支援無償化周知事業費補助金」（交付予定金額内示済み、交付要綱近日発出予定）も御活用下さい。

### 3. 受給者証（特記事項欄）への印字について

令和元年7月9日付け事務連絡「「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の送付について」の別添3「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和元年7月1日）」において、無償化対象児童に係る受給者証の特記事項欄には、無償化対象児童であること及び無償化対象期間を印字することとしています。

令和元年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、制度開始と同時に受給者証にこれら事項が印字されている必要はありませんが、印字が完了するまでの間、事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化対象児童かどうかを確認し、請求することを想定しています。請求内容に誤りがあった場合、返戻となり再請求を行わなければいけなくなる可能性もあることから、事業者の事務に混乱をきたさないよう、障害児通所給付費・入所給付費等明細書の記載方法とあわせて適切に周知願います。

なお、受給者証への印字に当たり、必要なシステムの改修については、厚生労働省補助事業「障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）」（交付予定金額内示済み、交付要綱近日発出予定）を活用いただけますが、当該補助事業に係る予算措置は今年度限りであるため、補助金を活用して行う必要なシステムの改修は、必ず今年度中に実施いただくようお願いします。

### 4. 無償化対象児童の把握等について

令和元年6月28日付け事務連絡「就学前障害児の発達支援の無償化に係る候補者情報について」においてお示ししているとおり、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に審査支払事務を委託している場合は、各都道府県国保連において無償化対象児童候補者情報を抽出し、適宜、各自治体に提供されることとなっております。

当該無償化対象児童候補者情報を参考に、令和元年8月2日付け事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書【確定版】等の提示について」においてお示ししている、障害児支援受給者異動連絡票情報（基本情報）等に新たに追加された「無償化対象区分」の設定を行っていただくなど、円滑な制度施行に向けて御対応いただきますようお願いいたします。

以上

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

Tel : 03-5253-1111（内線 3037）

[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)